

死刑執行に対する声明

私たちの国は、2015年6月25日、名古屋拘置所において、神田司氏に対する死刑を執行した。

当会は、袴田事件再審開始決定及び飯塚事件・名張事件再審請求棄却決定により、死刑制度には誤った判断により人の生命を奪うという取り返しのつかない重大な不正義を生ずる可能性があることが改めて明らかになったことを受けて、2013年6月18日付で速やかな死刑制度の廃止を求める決議を行い、これを法務大臣に提出した。人が運用する以上、誤りの起こらないシステムは絶対に存在し得ず、死刑制度というシステムを維持し、運用する以上、究極の不正義が発生する可能性を誰も否定することはできない。

とりわけ私たちの国においては、死刑の適用が問題となる事件において、手厚い弁護権・防御権の保障がなされているとは言えず、一審判決で死刑が言い渡された後、控訴審の弁護人が選任するまでは国選弁護人がいない状況が生じ、また再審請求には国選弁護人制度が存在しないなど、誤判による死刑判決が生じやすい状況が存在している。

神田氏についても、一審で死刑判決が言い渡された後、一旦控訴がなされたが、控訴審の国選弁護人が選任されるまでの間に、本人により控訴が取り下げられたことで死刑判決が確定してしまっている。また、控訴取下げ後に弁護人が立会人なしの接見を求めたがこれを名古屋拘置所が拒否した件について国家賠償請求が認められており、判決確定後の弁護権保障の不十分さが明らかとなっている。

神田氏の事件は、共犯者間の役割分担、計画性、共謀の成立時期などの重要な犯情、更生可能性などの一般情状事実について争いがあったほか、被害者一名の事案で死刑を適用することの相当性など量刑面で多数の争点のある事件であった。

現に、共犯者の一名は一審で無期懲役となり、また、神田氏と同様に一審で死刑判決を受けた共犯者は控訴審で無期懲役に減刑され、同控訴審判決が確定している。この事実からすれば、神田氏についても、もし控訴が取り下げられていなければ、死刑判決が破棄され、無期懲役となっていたかもしれず、量刑誤判の可能性を否定できない事案である。

誤判がありうる以上、死刑の執行により、絶対に回復不能な不正義が生ずる可能性を否定することができない。国家の行為によって不正義をもたらしかねない死刑制度には、刑事司法制度として根本的な欠陥を抱えていることを意味する。当会は、刑事司法制度に直接携わる法律実務家の団体として、そのような根本的欠陥を持つ制度の存続自体を到底容認できない。したがって、あらゆる事案に対する死刑の執行に反対するものである。

以上から、当会は、今回の死刑執行に強く抗議するとともに、私たちの国の刑事司法制度が不正義を生み出すことのないよう、死刑制度廃止の実現を目指して引き続き取り組んでいくことを表明する。

2015年6月25日

京都から死刑制度の廃止をめざす弁護士の会

